

可茂衛生施設利用組合 経営計画  
(2019 年度～2024 年度)

事後評価報告書

令和6年7月4日



2019年度（令和元年度）から2024年度（令和6年度、検証期間含む）までの可茂衛生施設利用組合経営計画（以下「現行経営計画」）について、事後評価を行います。

## 1. 計画期間中の背景

現行経営計画は、組合の最上位計画として位置づけられ、令和元年度から計画の達成に向けて組合運営に取り組んできました。しかしながらその道のりは決して容易なものではなく、計画期間中においては、初年度である令和元年度末には、世界規模で流行した新型コロナウイルスによる険しい境遇に見舞われることになりました。

世界で猛威を振るった新型コロナウイルスの拡大は、人々の生活や経済活動に大きく影響するものとなりました。また、ロシアによるウクライナへの侵攻により世界情勢が不安定となり、原材料費の高騰や人件費の増加など財政状況が一層厳しさを増す中、組合として、歳入の見直しと経常経費の削減などにより柔軟に対応してきました。

このような中、現行経営計画の最終年度を迎え、計画の事後評価を実施する運びとなりました。

## 2. 事後評価項目

事後評価は、以下の項目とします。

### (1) 『第2編 第2章 計画の方向性』

- ①安全・安定稼働の体制づくり
- ②効率的な施設・組織運営
- ③循環型社会形成の推進

### (2) 『第2編 第3章 人材育成』

組合職員としての自覚と誇りを持ち、管内住民のため、現在そして未来のために、物事を成し遂げる人材の育成

### (3) 『第3編 数値目標』

- 第1章 ごみ減量の目標
- 第2章 リサイクル目標
- 第3章 エネルギー回収の目標
- 第4章 温室効果ガス削減の目標
- 第5章 市町村分担金の目標

## 3. 評価内容

- ▶ 事後評価項目(1) 『第2編 第2章 計画の方向性』について、以下のとおり評価をします。

## 基本方針 1 安全・安定稼働の体制づくり

(現行経営計画の記載内容)

当組合が運営している施設は、管内住民の生活に直結した施設であり、その生活を守るため安全で安定した施設運営が特に重要です。

そのため、今後も安全で安定した施設運営を行うために、計画的な施設の維持管理や危機管理の強化に努めます。

具 体 的 な 取 組 み	中長期施設整備計画
	危機管理体制の強化（故障・事故対応）
	不適正搬入の防止
	大規模災害対応
	地域住民との関係強化

(事後評価)

### ・中長期施設整備計画

安全安定稼働の体制づくりとして、施設ごとに中長期整備計画を作成し、新型コロナウイルス感染症蔓延や戦争等に起因する人件費や原材料費高騰などの社会情勢の変化に、市町村の財政状況も厳しさを増す中でも、限られた財源のなかで対応できている。

### ・危機管理体制の強化（故障・事故対応）

施設不具合時に備え近隣自治体との相互連携の協議を開始するとともに、緊急時に市町村等関係各所との連絡手段を確保するため、外部サービスを活用した連絡網を整備することができている。

### ・不適正搬入の防止

安全稼働の支障となる処理不適物などの混入物について、各会議において混入防止の徹底と組合及び市町村ホームページで周知することができている。

### ・大規模災害対応

大規模災害に備え、施設の運用変更（灰溶融炉を休止）し、焼却残さを安全かつ安定的に外部搬出する体制とした。

管外で発生する災害廃棄物の処理にあっては、地域住民との協議により腐敗性の高い畳、布団の2品目について受け入れが可能な支援体制を構築することができている。

施設の継続的な稼働に関して、南海トラフ地震等大規模災害に備えて各施設にBCP（事業継続計画）を作成し、運用状況に合わせて随時見直しを図ることができている。

### ・地域住民との関係強化

コロナ禍でも必ず地域住民との協議、合意形成を図りながら、各種課題に対応できている。

また、地域住民による環境測定立会いや施設立入調査などにより、各環境法令や自主規制値を順守すること及び施設の安全稼働を確認いただき、組合に対しての信頼関係を築くことができている。

## 基本方針 2 効率的な施設・組織運営

(現行経営計画の記載内容)

めまぐるしく変化する社会情勢や、環境行政に対するニーズの変化に柔軟に対応し、効果的で効率的な運営を行います。

また、包括的な民間委託の導入や長期継続契約の拡大による経費の節減、事務の効率化及び新設備の導入の検討など、常に運転方法や管理体制の見直しを図り、維持管理費の節減に努めます。

具 体 的 な 取 組 み	民間事業者の活用
	計画的で経済的な維持修繕・改修工事
	省エネルギー対策
	財源の見直し
	事務の効率化

(事後評価)

### ・民間事業者の活用

計画開始年度にあたる令和元年度から新たな火葬場の運営開始として、指定管理者制度による15年間の効率的な施設運営を行うことができています。

また、各施設においては、長期継続契約（可燃ごみ処理施設運転管理）、包括的管理委託（し尿処理施設運転管理）及び指定管理の継続（わくわく体験館）により、組合事業における中長期視点での安全かつ安定した稼働と運営に寄与することができています。

### ・計画的で経済的な維持修繕・改修工事

計画的な施設維持の財源として、可能な限り交付税措置がある有利な起債を活用することで経済的な施設整備を継続して実施することができています。

次期ごみ処理施設整備事業を見据えて令和2年度から施設整備基金を造成し積み立てを開始し、また、組合が作成した40年長期財政推計により管内市町村への説明を行い、施設整備事業費に伴う後年の分担金の上昇を平準化するため、令和6年度から当該基金の積み増しするよう、調整を図ることができた。

### ・省エネルギー対策

可燃ごみ処理施設での灰溶融設備休止に伴う使用電力量の削減や緑ヶ丘クリーンセンターでの炭化炉の休止に伴う使用燃料抑制、わくわく体験館への自営線による自家発電電力供給により省エネへの寄与を図ることができています。

また、組合全体として電力事業者の見直しを図り、温室効果ガス排出係数が低い事業者と契約したことにより温室効果ガス排出抑制を実施することができています。

### ・財源の見直し

循環型社会形成推進交付金の交付要件になっている一般廃棄物会計基準に基づき、ごみ処理原価の算出を行い、適正な施設使用料の見直し改定を図ることができています。

また、構成市町村公平性の観点から、分担金の算出方法の見直しや特定の廃棄物に関して新たに施設使用料や特別分担金として位置づけ、整理することができています。

- ・事務の効率化

総合行政システムを活用することにより勤怠管理、給与支給事務及び予算管理など業務の効率化を図ることができている。

### **基本方針 3 循環型社会形成の推進**

(現行経営計画の記載内容)

平成 30 年 6 月 19 日に閣議決定された、第 4 次循環型社会形成推進基本計画を基に、持続可能な社会を目指すため、環境負荷を減らすよう努めます。

また、その実現のためには、管内市町村並びにその住民の理解と協力が不可欠であるため、管内市町村と協力し、ごみ減量や温室効果ガスの削減に向けた啓発活動として、積極的な情報発信に努めます。

特に、当組合の運営や各種計画の策定にあたっては、管内市町村との意見交換を行い、今まで以上に緊密な連携を図ります。

具 体 的 な 取 組 み	管内市町村との連携
	次期ごみ処理施設の検討（調査・研究）
	情報発信の充実
	啓発・住民交流の推進
	エコサイクルプラザの充実
	わくわく体験館の利用促進

(事後評価)

- ・管内市町村との連携

年間を通して、管内市町村担当者会議、勉強会など機会をとらえて適正な一般廃棄物処理、課題解決に向けた協議及び情報共有を図ることができている。また、組合と処理困難物や乾電池処理、有害鳥獣処理など市町村が抱える課題の解決に向け、組合が主体的に関わり、市町村と連携して解決することができている。

- ・次期ごみ処理施設の検討（調査、研究）

次期ごみ処理施設については、調査及び研究の域を超えて前倒して事業を推進した。

組合内で次期ごみ処理施設検討委員会を設置し、市町村との協議会において諸課題について議論し、受入品目の整理など体制づくりを着実に推進できている。

また、次期ごみ処理施設整備に向けて基本構想を策定し、組合議会や市町村会議を通じて報告や情報共有を行った。

- ・情報発信の充実

組合ホームページをリニューアルし、市町村との情報共有やイベント開催などの情報発信を行ってきたほか、処理不適物混入防止について広く周知してきました。

- ・啓発・住民交流の推進、わくわく体験館の利用促進

計画期間中は新型コロナウイルス感染防止対策による活動制限から、イベントの中止や

わくわく体験館の利用制限などもあり、利用促進を図ることが困難な状況にありました。

・エコサイクルプラザの充実

見学施設の展示及び設備については現状維持にとどまっており、今後の施設利用のあり方について検討します。

▶ 評価対象項目(2)『第2編 第3章 人材育成』について、以下のとおり評価をします。

### 基本方針 組合管理者が属する可児市の制度に基づいた人材マネジメント方針

(現行経営計画の記載内容)

①目指す職員像

- (1)環境行政を担う高い専門性を発揮する職員
- (2)社会環境の変化に柔軟に対応するために主体性を発揮する職員
- (3)限られた資源を最大限活用するために経営感覚を発揮する職員

②職員に求められる能力と役割の明確化

(1)級別標準職務表に示す資格基準に応じた職務遂行

具 体 的 な 取 組 み	適材適所の人事異動
	人事考課制度の適正な運用
	体系的な職員研修の実施

(事後評価)

現行経営計画においては、管理者の属する可児市に倣い、「組合職員としての自覚と誇りを持ち、管内住民のため、現在そして未来のために、物事を成し遂げる人材の育成」を基本方針に掲げている。

目指す職員像の具体として示している「高い専門性」、「主体性」、「経営感覚」を発揮することを念頭に置き、適材適所の人事配置、人事考課制度の適正な運用、厳格な昇格管理、体系的な職員研修の実施などに努めた結果、令和6年4月1日時点において職員数を23人(計画期間開始時点29人)に抑制することができている。

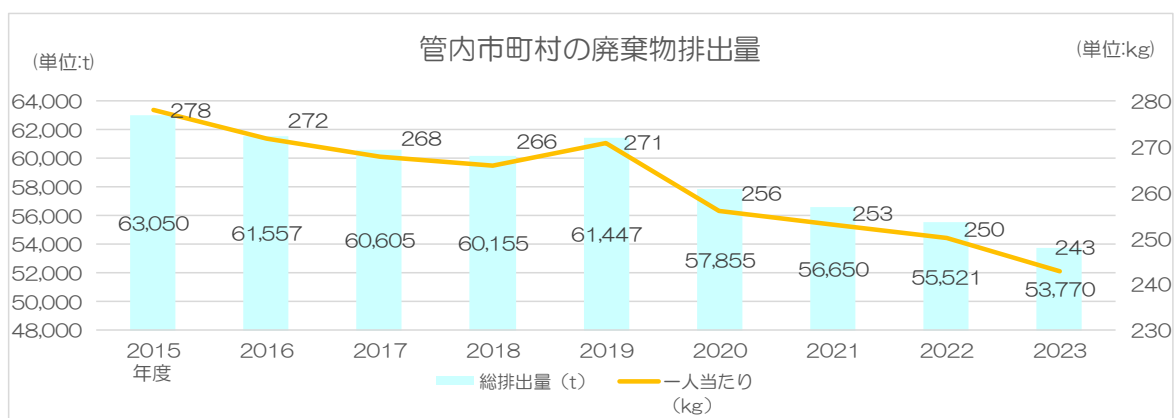
- 評価対象項目(3)『数値目標』について、把握できる最新の数値を基に以下のとおり評価をします。

## 第1章 ごみ減量の目標

2023年度のごみ排出実績は53,770 tであり、目標のごみ排出実績58,223 tを下回っています。削減率においても目標値である7.7%を上回る14.7%の削減を達成しています。

また、年間一人あたりの換算も目標278kgに対して243kgと達成しています。

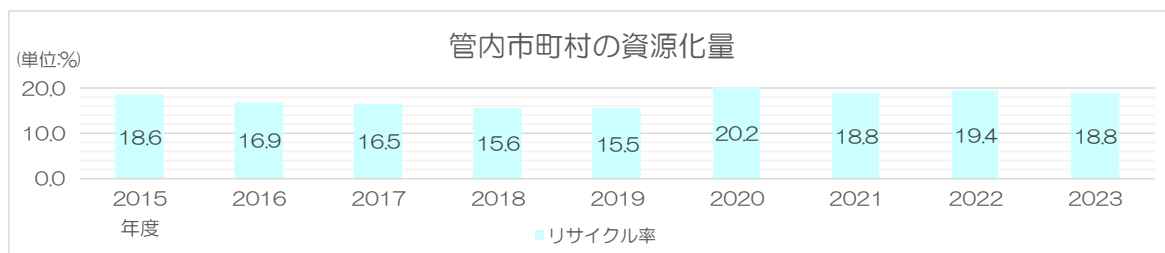
その要因としては、市町村とともに実施した継続的なごみ減量の啓発により、住民が排出するごみが減少したことによるものと考えられます。



年度	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023
管内人口 (人)	226,914	226,943	226,682	226,410	226,822	226,350	224,487	222,352	221,906

## 第2章 リサイクル目標

2020年度に灰溶融炉を休止し、焼却残さを外部搬出のうえ全量資源化するよう変更したため、処理後の再生利用率が大幅に増加しました。一方で、新型コロナウイルス感染防止対策による活動制限の影響と考えられる集団回収量が激減し、2023年度のリサイクル率は18.8%となり目標である19.7%を達成することができませんでした。



年度	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023
排出量	55,467	54,330	53,990	54,389	55,543	55,929	54,788	53,394	51,928
集団回収量	7,583	7,227	6,615	5,766	5,904	1,926	1,862	2,127	1,842
直接資源化量	609	513	503	500	496	710	661	590	626
処理後再生利用量	3,546	2,650	2,871	3,099	3,099	9,028	8,141	8,034	7,621
総資源化量	11,738	10,390	9,989	9,365	9,499	11,664	10,664	10,751	10,089

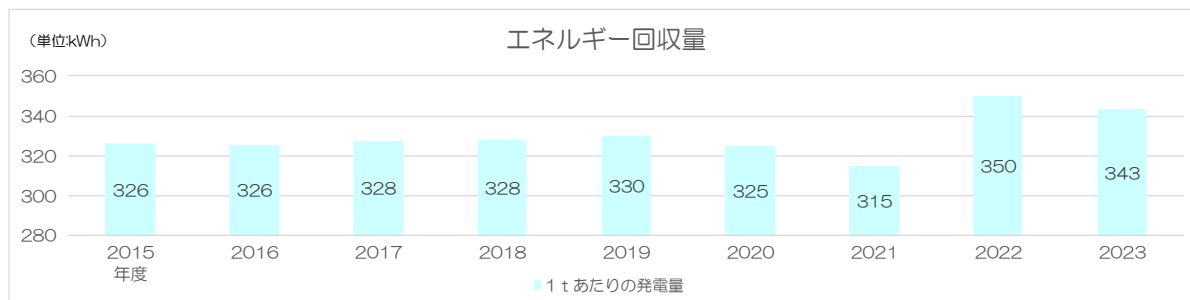
リサイクル率 = (直接資源化量 + 処理後再生利用量 + 集団回収量) / (排出量 + 集団回収量) × 100



### 第3章 エネルギー回収の目標

2023年度のエネルギー回収量（1トンあたりの発電量）は、343kWh/tとなり、目標数値（330kWh/t）に達することができました。

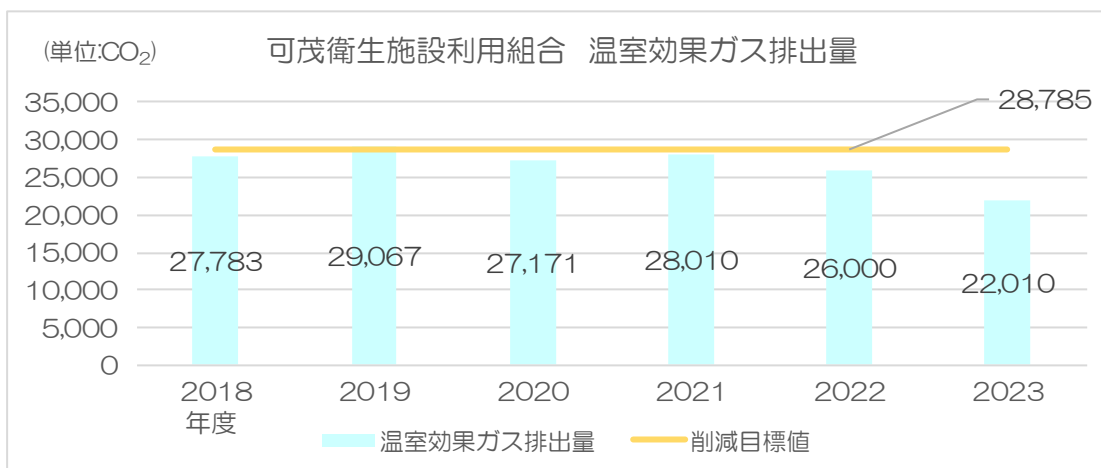
達成の要因として、全停電に伴う設備の停止日数及び設備不具合などの緊急的な停止日数が少なかったことで蒸気タービン発電機が安定的に稼働したこと、また余熱利用設備のきめ細やかな運転管理によりエネルギーが回収できたことによるものと考えられます。



年度	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023
発電量[kWh]	18,074,870	17,689,690	17,693,560	17,840,300	18,345,770	18,160,330	17,235,320	18,682,740	17,815,180
ごみ排出量(t)	55,467	54,330	53,990	54,389	55,543	55,929	54,788	53,394	51,928

### 第4章 温室効果ガス削減の目標

2023年度の温室効果ガス排出量は、22,010 t-CO<sub>2</sub>であり、目標数値である28,785 t-CO<sub>2</sub>を下回り、目標を達成しました。その要因としては、2020年度から灰溶融処理を休止したことで電気事業者からの買電量が大幅に減少し、エネルギー起源による二酸化炭素の排出量が減少したためです。

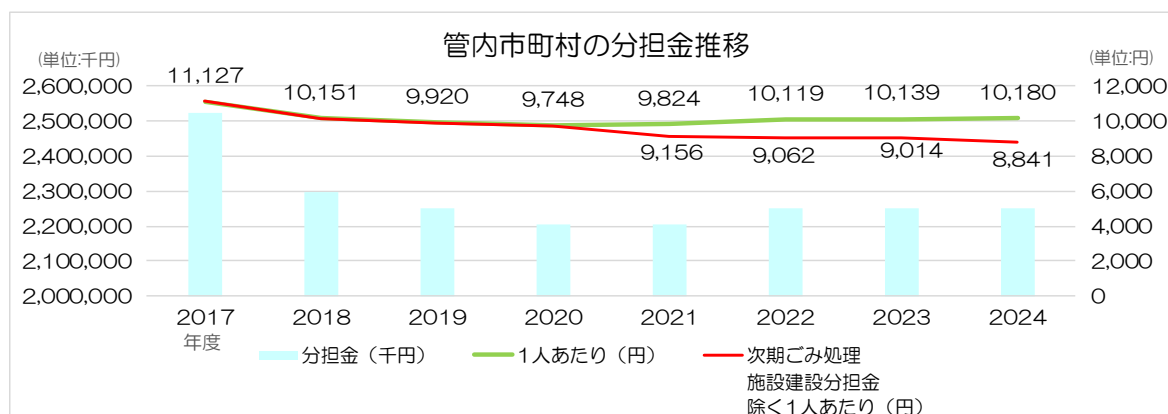


## 第5章 市町村分担金の目標

2024年度市町村分担金の管内市町村の住民1人あたりの分担金額は10,180円でしたが、これは、計画よりも前倒して次期ごみ処理施設整備事業に着手したためであり、次期ごみ処理施設建設分担金を除いた施設運営費に係る1人あたりの分担金額は8,841円となりました。

令和4年度から分担金額を一定の額に保つよう調整を図っていますが、そのうえで減少する人口を加味しても、目標である1人あたり10,000円を大きく下回ることができています。

歳入では、適正な受益者負担を求めた施設使用料の見直しなどにより財源を確保し、歳出では限られた財源を念頭に経常経費の抑制に努めてきました。



年度	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024
分担金 (千円)	2,522,360	2,298,328	2,250,039	2,206,391	2,205,425	2,250,000	2,250,000	2,250,000
管内人口 (人)	226,682	226,410	226,822	226,350	224,487	222,352	221,906	221,030
次期ごみ処理施設建設分担金	0	0	0	0	150,000	235,000	249,660	295,850

### 4. 次期経営計画策定に向けて

以上、現行経営計画の事後評価について記述してまいりましたが、この事後評価により施策及び結果などを顧みること、次期の経営計画策定にあたっては有益な根拠となるものと考えられます。

令和7年度からの次期経営計画の策定にあたり、今後も構成市町村の財政状況が厳しさを増す中で、目まぐるしく変化する社会情勢に対応するため、市町村との情報共有を図りながら、限られた財源、人材で可茂地区の環境衛生に関する諸課題の解決に向け挑戦し、その役割を果たすことで、組合の存在意義を示す持続可能な次期計画の策定へと歩みを進めてまいります。